

社協宮代

会員募集特別号

第96号

令和4年5月1日発行

<http://syakyou.org/>

編集・発行

社会福祉法人 宮代町社会福祉協議会

会長 中野 松夫

〒345-0817 宮代町字西原278

電話番号 0480-32-8199

FAX 0480-32-8299

ホームページ



皆様から集められた会費で、社協はさまざまな事業を行っています。



車いすのまま乗れる車両の貸出 (1km 10円)

数日間の貸し出しもOK。ガソリンの給油なし。

印刷機、輪転機の貸出



白黒 片面2円/枚 両面3円
カラー片面20円/枚両面30円

製版50円/1回
印刷 1円/枚

【紙代込みの値段です】

【大量の印刷に便利】

『地域・福祉団体の活動支援として、低価格で貸し出しています。(個人・営利目的での利用不可)』

社協会員募集 日本赤十字社会員募集 協力をお願いについて

会員募集の資料につきましては、5月9日より順次区長様のご自宅に直接お持ちさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。



福祉機器の貸出：無料

上記の写真の他にシャワーチェア・杖・松葉杖・歩行器等もあります。

ボランティアの支援・養成

ボランティアの調整や個人・団体のボランティア登録・養成も行っています。



サロン活動の推進

サロンの立ち上げや継続の支援を行っています。



新事務局長兼常務理事のごあいさつ

小暮 正代



福祉交流館「すてっぷ宮代」から、「安心」と「笑顔」の輪が広がっていきますよう元気いっぱい取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



※上記の事業は一部ですので、詳細の事業は2ページ以降をご覧ください！！



♥高齢者の方へ

“ふれあい友の会”へ登録しませんか

65歳以上の登録されたひとり暮らしの方へ、地域の民生委員さんが見守り訪問をしています。その訪問の際には、年2回（夏、冬）品物も配布しています。



♥貸出事業

◆福祉車両貸出事業

車いすに乗ったまま乗りこむことができる車両をガソリン代実費相当で貸し出しています。

◆福祉機器の貸出

介護保険適用外で在宅の方に、車椅子、松葉杖、ロフトクラッチ、シャワーベンチ等を貸し出しています。

♥介護サービスに関すること

◆居宅介護支援事業所の経営

ケアマネージャーが、ケアプランを作成します。

◆ホームヘルプ事業所の経営

訪問介護や子育て支援ヘルプ、障害者総合支援法による障害福祉サービスなどを行います。

◆自立生活支援ヘルプ事業

65歳以上の介護保険に該当しないひとり暮らし高齢者に対し、在宅で自立した生活を送ることを支援するため、ホームヘルプを行います。

◆まごころ支援サポート事業

ヘルパーが高齢者等の家事や介護のお手伝いを行います。

♥障がい福祉サービスに関すること

◆障がい福祉サービス事業所 多機能型『宮代ひまわりの家』の経営

障害者総合支援法による障がい福祉サービス（生活介護・就労継続支援B型）を提供し、障がいのある方が自分たちの生活をより充実したものにするために、日々様々な活動を行っています。

♥障がい福祉サービスの利用を希望する方へ

◆相談支援事業所ひまわり

障がいのある方の様々な生活について、ご本人やご家族からの相談に応じ、希望される方には、中立公正な立場でサービス等利用計画を作成し、適切なサービスが受けられるよう関係機関と調整します。

♥障がい者の方へ

◆町広報、社協宮代等の音訳CD、点字本の配付

広報紙を音訳CDや点字本にし、申込のあった方へ配布しています。『みやしろ音訳ボランティア』『点字サークル宮代』に協力いただいています。

◆福祉の店「ぶどうの樹」の経営

障がいのある方の職業訓練や就職の場、社会参加の場として、進修館2階ロビーで喫茶店を営業しています。

◆福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々の金銭管理や貴重品の預かりサービス等を行っています。

♥ボランティアに関すること

◆ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の育成、援助、コーディネートを行います。

◆ボランティア体験プログラム事業

夏休み期間中を中心に、子どもから大人まで、ボランティアを体験できます。

◆ボランティア団体への協力支援及び情報提供

会議室の貸し出しや、情報の提供を行います。

◆「ぶどうの樹」ボランティアの調整業務

福祉の店「ぶどうの樹」進修館店のボランティアの養成や日程調整を行います。

◆災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

災害発生時の的確なボランティア派遣のノウハウを学びます。

◆手話講習会

宮代町から事業委託を受けて手話講習会を実施します。



♥地域福祉事業

◆地域サロン活動の推進

支え合いの場所作りである地域サロン活動のお手伝いをします。

◆出前講座

各地域へ出向き、社協事業への理解を図ります。

◆縁じょいライフ事業

宮代町と連携して、宮代町民の社会参加を促す事業です。

◆お弁当配布事業

生活に困窮している方に、週1回お弁当の配布を行っています。

◆フードドライブ事業

宮代町と連携をして、寄付の呼び掛けや寄付を受け取る場所の拡充を行っています。

◆フードパントリー事業

寄付が集まった際には、生活に困窮している方に食料を配布しています。

◆西原自然の森フェスタ

宮代町と連携をして12月初旬にさまざまな交流イベントを実施します。

♥貸付事業に関すること

◆宮代町の福祉資金の貸付

生活費に困った方に、応急的な貸付を行います。

◆生活福祉資金（県社協）の貸付

低所得・高齢・障がい者世帯に対して、これからの生活のための資金の貸付を行います。高校・大学の進学や解雇された方、土地は持っているが現金収入が無い方など、ご相談ください。

◆法外援助

交通費に苦慮している方に対して、一人当たり300円を貸付又は支給します。

♥相談事業に関すること

◆心配ごと相談所の開設

民生委員・児童委員を相談員として、心配ごとの相談に応じます。開設時間：毎月第2木曜日午後1時30分～午後3時30分
電話による相談も受け付けます。

◆生活困窮者自立支援事業

生活に困った方に対して自立へのお手伝いをします。

◆彩の国あんしんセーフティーネット事業

生活に困っている方に、10万円を限度に滞納している公共料金や生活費等のお金を給付します。

♥児童に関すること

◆子ども食堂（ゆうやけひろば）

様々な家庭の事情により、十分な食事を摂ることや、家族と食事することが難しい子ども・保護者等に対し、低価格での食事提供と居場所づくりを目的とした子ども食堂を、ボランティアとともに運営します。

◆社会福祉協力校の指定及び福祉教育の支援

町内小・中・高校・宮代特別支援学校に、1校当たり5万円の補助を行い福祉教育の支援をします。

◆福祉教育の支援事業

小・中・高校に手話や点字、ガイドヘルプ等を学習するため、ボランティア講師の派遣、機器の貸し出しを行います。

◆交通遺児援護金の給付

交通事故によって遺児となった方に対して、年額6万円を支給します。

宮代町社会福祉協議会 令和4年度予算額 （単位：千円）

拠点区分別	社会福祉事業	介護事業	作業所本部	作業所就労	相談支援	ぶどうの樹	法人計
予算額	77,576	65,775	112,786	14,541	11,199	4,322	286,199

事業の紹介は簡略化されておりますので、詳しくは右記までお問い合わせください。

宮代町
社会福祉協議会
☎32-8199

共同募金会宮代町支会

※宮代町社協職員は、共同募金会の職員を兼ねています。

◆赤い羽根共同募金

毎年、10月1日より赤い羽根共同募金を行っています。宮代町で集められた募金は、50%が宮代町社協の事業費として、残りの50%が埼玉県内の福祉施設に分配されます。

令和3年度は、地域の民生委員さんを通じて、ひとり暮らし高齢者326名に見守りを兼ねて、夏には水ようかんのセット、冬には赤飯と榮太樓のピーセンを配布しました。

会議室・多目的室

を貸し出しています。
(社協登録団体や自治会等は無料です。)



会議室

打ち合わせに適しています。
広さ(49㎡)約15坪
口の字形式でおよそ24名



多目的室(はくもくれん)

部屋を分けることもできます。
広さ(90㎡)約27坪
口の字形式でおよそ45名



多目的室(しいがし)

体を動かす活動もできます。
広さ(102㎡)約31坪
口の字形式でおよそ45名



交流スペース

予約なしで利用できます。
テーブル1つと椅子が5つ
あります。

日本赤十字社宮代町分区

※宮代町社協職員は、日本赤十字社の職員を兼ねています。

◆日赤災害救援物資および災害見舞金

町内の火災や浸水などの被災者に対して、布団・毛布・日用品セットなどの災害救援物資や災害見舞金を迅速にお届けしています。

【お届けするもの】

- 災害見舞金 (半焼1万円、全焼2万円)
- 布団・毛布・日用品セット (石鹸・タオル・歯ブラシ等)



喫茶コーナー



さをり販売

緊急小口資金・総合支援資金の貸付 (6月末まで延長)

(ただし、一度も利用したことが無い方が対象です。)

対象者

新型コロナウイルスの影響で収入が減少又は失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

●緊急小口資金

貸付限度額：20万円まで 据置期間：1年間
返済期間：2年間 無利子・連帯保証人不要

●総合支援資金

貸付限度額：単身世帯45万円(毎月15万円×3ヵ月)
複数世帯60万円(毎月20万円×3ヵ月)

必要書類

世帯全員の住民票、本人確認書類(免許証等)、給与の減額がわかる書類(最低2ヵ月分)、銀行の印鑑・通帳

食料品の寄付募集中

現在、新型コロナウイルスの影響等で生活にお困りの方への食料支援等を行っておりますが、まだまだ食料が不足している状況です。下記物品の寄付を募集中ですので、ご協力をお願いいたします。ご連絡いただければ、ご自宅まで伺うことも可能です。

●特に不足しているもの

- ・缶詰やカレー等のレトルト食品
- ・うどん、そば、ラーメン等の乾麺

もちろん、その他、保存のきく食材、調味料未開封の食品等大歓迎です。



※社協窓口の他、役場福祉課、子育て支援課、町内3ヶ所の郵便局に青い回収ボックスがあります。